

# 非木造住宅の耐震化を支援します！



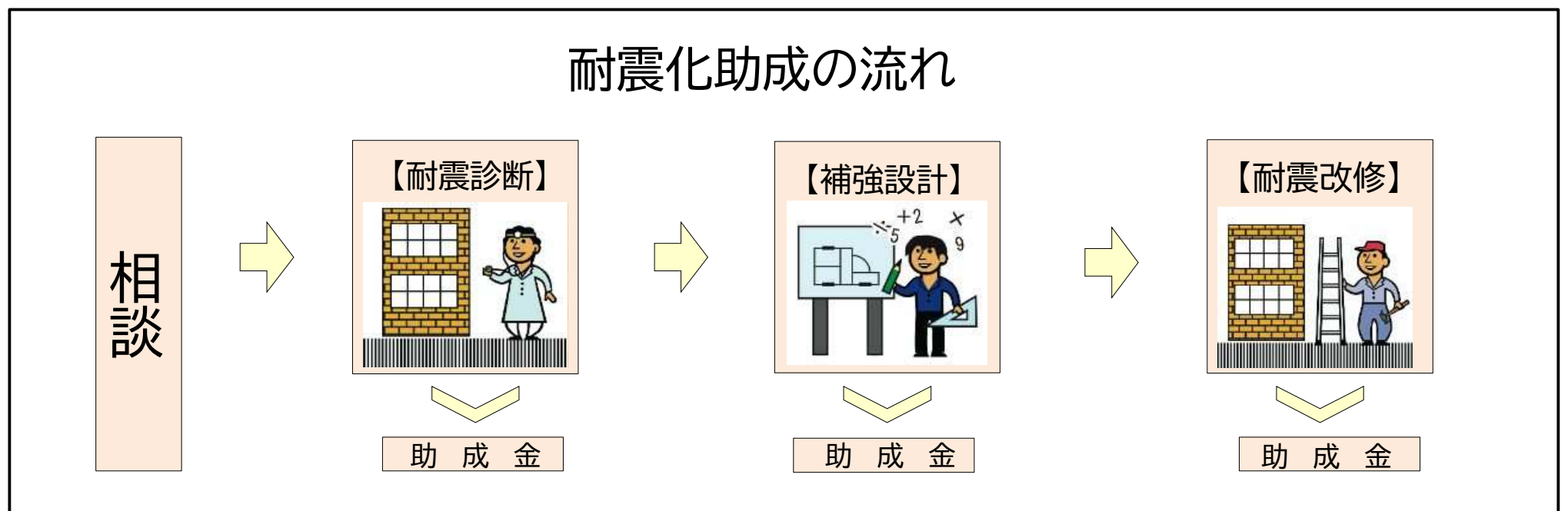
平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、6,437人が亡くなり、その約8割が建物の倒壊による圧死とされています。

また、平成23年に発生した東日本大震災は、我が国の観測史上最大の地震となり、甚大な被害をもたらしました。

首都圏でも大地震の発生が危惧される中、区では地震災害から区民の貴重な生命と財産を守るため、区内の非木造住宅の耐震化を支援しています。



## 耐震化助成の流れ



**申請期限** 申込み ▶ 令和8年12月4日（金） 完了届 ▶ 令和9年1月29日（金）

## 問合せ先

<p>助成制度全般</p>	<p>品川区 建築課 <b>耐震化促進担当</b>          電話 03-5742-6634 FAX:03-5742-6898          〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所本庁舎6階</p>
<p>協力団体</p>	<p>一般社団法人 東京都建築士事務所協会 品川支部          電話 03-6426-8870          〒142-0042 品川区豊町6-1-7</p>



## 耐震診断支援

対象建築物	以下の①または②に該当するもの ① 昭和56年5月31日以前に建築された非木造の住宅 併用住宅の場合は、住宅部分が1/2以上を占めるもの ② 個人が所有するもの
対象者	建築物の所有者（共有名義の場合は代表者）
助成率	耐震診断費用の1/2
助成限度額	80万円まで

## 耐震補強設計支援

対象建築物	耐震診断支援を受けて、その結果、倒壊の恐れがあると判断された建築物
助成率	耐震補強設計費用の1/2
助成限度額	80万円まで

## 耐震改修支援

対象建築物	耐震補強設計の支援を受けたもので、倒壊の恐れがあると判断された建築物
助成率	耐震改修費用の10/10
助成限度額	150万円まで
その他	耐震改修費用は所得税、固定資産税等の減免措置の対象となります場合があります